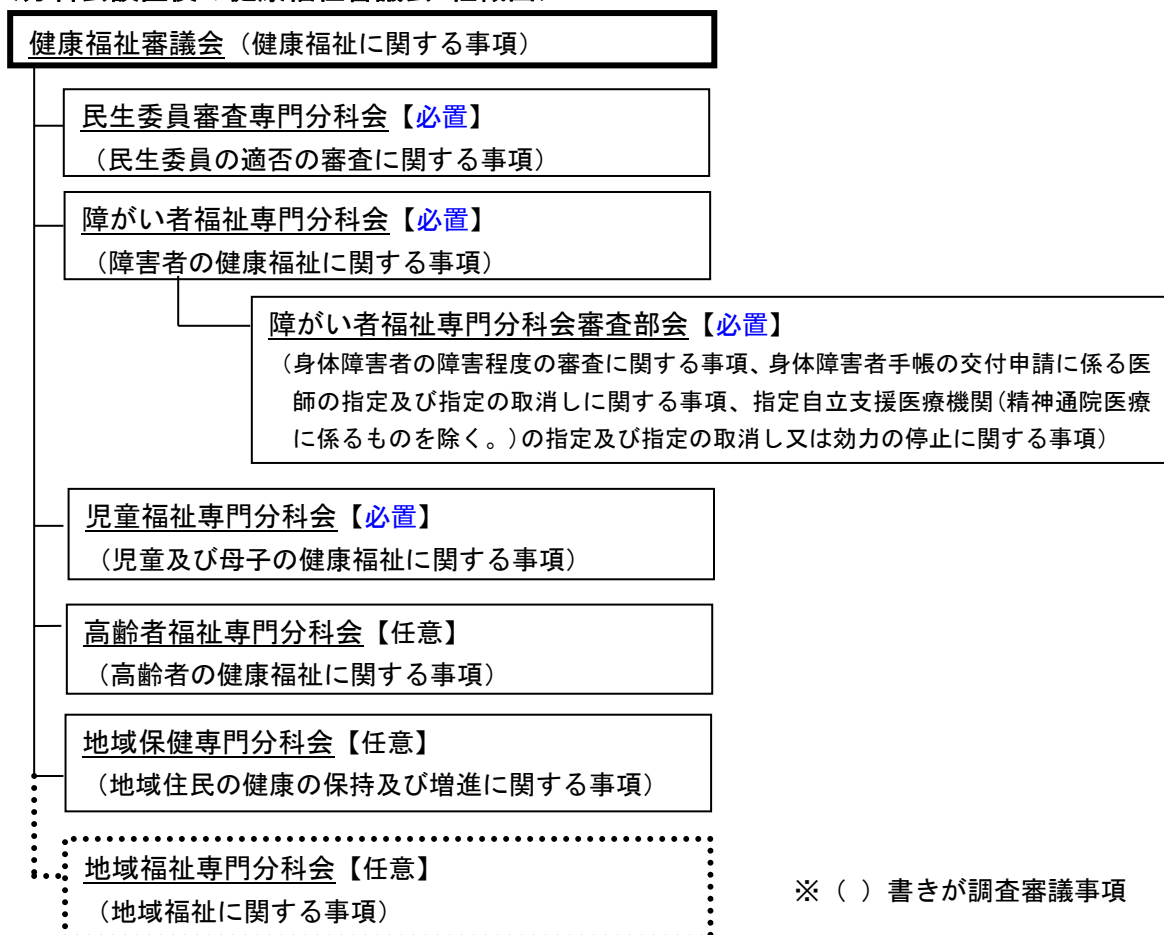


「地域福祉専門分科会」の設置について

1 設置理由

平成 27 年度における「(仮称) 青森市地域福祉計画」の策定作業に当たり、本計画が障がい者福祉・児童福祉・高齢者福祉など様々な福祉分野にわたる計画であり専門的な知識を要すること、また、健康福祉部所管の各計画と整合性を図りながら策定する必要があることから、青森市健康福祉審議会に「地域福祉に関する事項」を調査審議する「地域福祉専門分科会」(以下「分科会」という。)を設置することとする。

<分科会設置後の健康福祉審議会 組織図>

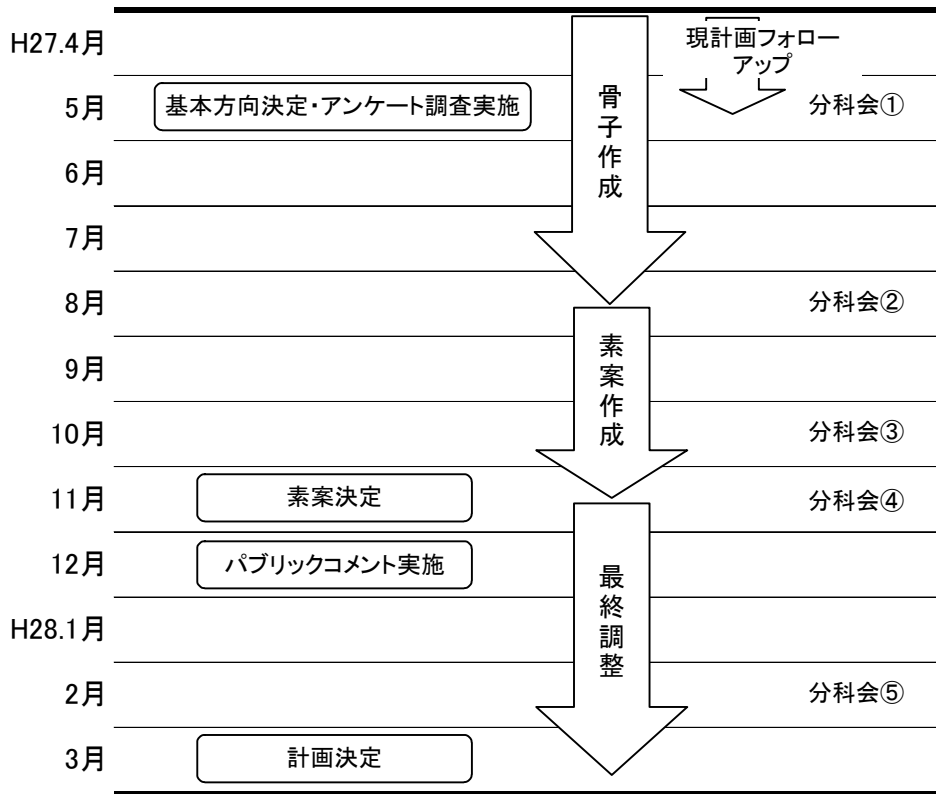


<「(仮称) 青森市地域福祉計画」について>

- ・現在の「青森市地域福祉計画」は「青森市新総合計画」の分野別計画であり、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定したが、計画期間が平成 25 年度から 27 年度であり、来年度をもって計画終了となる。
- ・今後、ますます人口減少・少子高齢化が進展する中で、市民誰もが住み慣れた地域において安心して安全に暮らすことができるよう、地域住民や関係団体などと行政が協働に

より、地域住民が共に支え合い、助け合うことができる地域福祉社会の実現に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成28年度から32年度の5か年を計画期間とする、新たな「(仮称)青森市地域福祉計画」を策定することとする。

<計画策定スケジュール(予定)>



2 平成27年度分科会開催予定

開催回(開催時期)	案件
第1回(平成27年5月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)青森市地域福祉計画」策定について ①「(仮称)青森市地域福祉計画」策定スケジュール ②「青森市地域福祉計画」フォローアップ状況 ③アンケート調査の調査項目
第2回(平成27年8月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の調査結果について 「(仮称)青森市地域福祉計画」骨子について
第3回(平成27年10月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)青森市地域福祉計画」素案について
第4回(平成27年11月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)青森市地域福祉計画」素案について 「(仮称)青森市地域福祉計画」素案に対するわたしの意見提案制度(パブリックコメント)実施について
第5回(平成28年2月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)青森市地域福祉計画」素案に対するわたしの意見提案制度(パブリックコメント)実施結果について 「(仮称)青森市地域福祉計画」案について

3 分科会の委員構成

- ・所属委員は 16 名（委員 13 名、臨時委員 3 名）とする。
- ・委員は現委員のうち、障がい福祉に携わる者 3 名、児童福祉に携わる者 3 名、高齢福祉に携わる者 4 名、地域福祉に携わる者 3 名に、所属専門分科会を兼務していただく。
- ・臨時委員は、学識経験者 1 名、公募委員 2 名とし、公募については、広報あおもり 4 月 15 日号、市 HP にて広く周知する予定である。

4 分科会の設置

- ・分科会は、平成 27 年度は前回の現計画策定時（平成 24 年度）と同様、地域福祉計画策定のための「臨時設置」とする。
- ・分科会は、地域福祉計画策定のためだけではなく、計画の進捗状況等についても意見をいただく場とすべきことから「常設」にしたいと考えている。

※新計画の目標達成に関する進行管理及び施策毎の取組方針を定めるためのフォローアップを毎年度市で行い、分科会においても原則年 1 回、フォローアップを案件とし、施策の進捗状況を報告するとともに課題解決に向けた審議を行い、計画の実効性を高める。

<考え方>

- ・平成 27 年度 新計画策定の期間 ⇒ 臨時設置
- ・平成 28 年度 新計画 1 年目、進捗管理⇒ 常設

<流れ>

H27. 3 月全体会	・・・ 分科会を「臨時設置」することを協議・了解
↓	分科会において常設についての意見集約
H28. 3 月全体会	・・・ 分科会の設置についての報告

※分科会の常設については、平成 28 年度当初予算に関わることから、平成 27 年度の分科会における意見集約をもって予算編成の過程の中でその必要性を判断することとなる。

《参考：関連規程》

■社会福祉法（抜粋）

第 11 条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■青森市健康福祉審議会規則（抜粋）

第 2 条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議させるものとする。

- 1 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - 2 障がい者福祉専門分科会 障害者の健康福祉に関する事項
 - 3 児童福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項
 - 4 高齢者福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
 - 5 地域保健専門分科会 地域住民の健康の保持及び増進に関する事項
- 2 前項に規定する事項以外の事項を調査審議するため、必要があるときは、その他の専門分科会を置くことができる。